

課税課臨時職員
 【勤務内容】確定申告期の課税補助事務
 【雇用期間】21年2月2日～3月31日(市役所勤務の場合)は4月30日まで
 【勤務時間】平日の午前9時～午後5時(市役所勤務の場合)

募集



合は午前8時半から
 【勤務場所】東村山税務署または市役所
 【時給】830円。交通費は別途支給
 【募集人員】若十名
 申し込みは21年1月13日(火)までに、履歴書(市販のもの)で可。写真添付)を課税課市民係(市役所2階)へ直接持参してください。書類選考、面接の上、決定します。提出された履歴書は返却しませんのでご了承ください。詳しくは同係(内線2331、2332)へ。

19年度に実施した主な事業

総務費	
行財政体質改革事業	98万円
医療制度改革に伴うシステム開発・改修	1億4,480万円
河童のクゥと夏休み上映支援事業	568万円
民生費	
学童保育所整備事業	6,450万円
農林業費	
魅力ある都市農業育成対策事業	3,000万円
商工費	
新たな産業のあり方調査事業	350万円
土木費	
一般道路工事	3,689万円
道路補装補修工事	1億741万円
道路排水施設整備工事	1,290万円
市道改修工事	4,002万円
市道2244号線用地購入	610万円
落合川整備事業に伴う橋架替工事負担金	996万円
都市計画道路整備	7億8,376万円
駅東口第二土地区画整理事業	1,503万円
消防費	
消防ポンプ自動車更新(1台)	1,659万円
消防団第1分団詰所建替設計	201万円
教育費	
小学校施設管理(大規模改修工事等)	2億857万円
中学校施設管理(プール改修工事等)	2,266万円
図書館資料の購入	3,905万円
郷土資料室の整備	327万円
南町運動広場設置工事	6,894万円
テニスコート改修工事	285万円
スポーツセンター管理運営委託	1億2,302万円

市有財産の状況

財産	現在高	市民一人当たり
土地(公園や施設の敷地など)	577,696.87㎡	
建物(学校や公民館など)	204,443.13㎡	
工作物(防火貯水槽など)	141カ所	
物権(地上権)	5,547.53㎡	
出資による権利(出資金や出金)	1,756万3千円	154円
物品(自動車や地域防災無線など)	737点	
債権(施設借上敷金など)	5,374万8千円	470円
基金(財政調整基金など)	42億3,209万8千円	3万7,026円

市債借り入れの状況

発行目的	残高	市民一人当たり
下水道債	188億7,998万6千円	16万5,179円
土木債	65億8,522万5千円	5万7,614円
教育債	32億5,734万3千円	2万8,498円
総務債	25億8,413万円	2万2,608円
民生債	12億6,328万6千円	1万1,052円
衛生債	10億7,727万5千円	9,425円
消防債	1億9,141万9千円	1,675円
その他(減税補てん債、臨時財政対策債など)	129億3,072万9千円	11万3,130円
合計	467億6,939万3千円	40万9,181円
(参考) 18年度末残高	489億9,098万2千円	42万9,279円

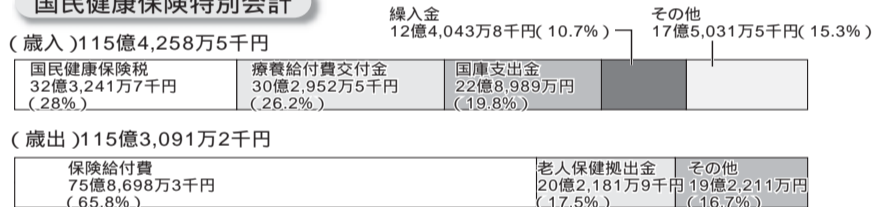
納税にご協力を

12月25日(木)は、固定資産税・都市計画税第3期、国民健康保険税第6期、後期高齢者医療保険料第6期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。詳しくは納税課☎470・7729へ。

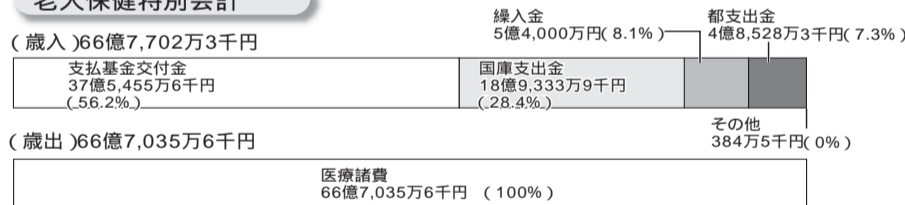
特別会計

特別会計は、効率的な運営やその経理を明確にするために、一般会計から独立させたもので、市では国民健康保険、老人保健、介護保険、下水道事業、受託水道事業の5つの会計を設けています。

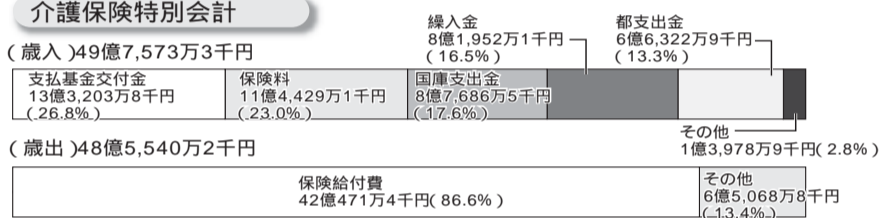
国民健康保険特別会計



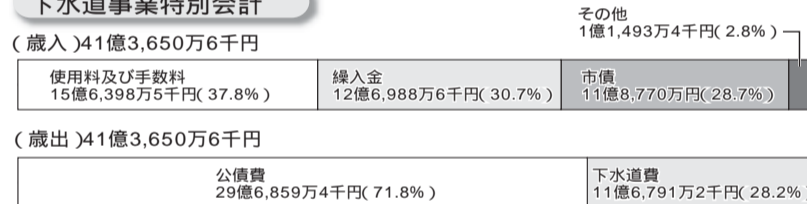
老人保健特別会計



介護保険特別会計



下水道事業特別会計



受託水道事業特別会計

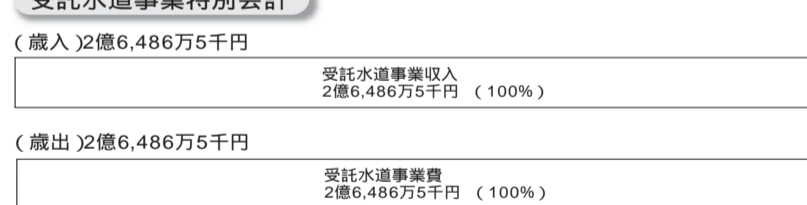


表1 健全化判断比率 (単位: %)

	(1) 実質赤字比率	(2) 連結実質赤字比率	(3) 実質公債費比率	(4) 将来負担比率
東久留米市比率	-	-	7.1	82.1
早期健全化基準	12.47	17.47	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	40.0	35.0	-

標準財政規模: 202億9,429万9千円(臨時財政対策債発行可能額10億1,228万4千円を含む)

(1) 実質赤字比率

一般会計等(普通会計)が対象で、標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合で、赤字を判断する指標です。今年度は、実質赤字額がないため実質赤字比率は「-(数値なし)」となっています。

(2) 連結実質赤字比率

実質赤字比率が一般会計のみに対して、全会計対象で赤字を判断する指標です。今年度は、全ての会計において実質赤字額がなく、連結実質赤字比率は「-(数値なし)」となっています。

(3) 実質公債費比率

一般会計等、公営事業会計および一部事務組合等が対象で、標準財政規模に対する、交付税算入された元利償還金および充当特定財源等を控除した後の地方債元利償還等(準元利償還)の割合(3年平均)です。

(4) 将来負担比率

一般会計等、公営事業会計、一部事務組合および公社・第三セクターが対象で、標準財政規模に対する一般会計が、将来負担すべき実質的な負債の割合です。

19年度財政健全化判断比率等を公表します

表2 資金不足比率 (単位: %)

	資金不足比率
東久留米市比率(下水道事業会計)	-
経営健全化基準	20.0

下水道事業特別会計が対象で、事業規模に対する資金不足額(不良債務)の割合で、経営状況を指標化したものです。今年度は、資金不足額がないため、資金不足比率は「-(数値なし)」となっています。

早期健全化基準

健全化判断比率(表1参照)のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、基準を下回る財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て住民に公表および都知事に報告しなければなりません。

財政再生基準

健全化判断比率(表1参照、将来負担比率を除く)のいずれかが財政再生基準以上の場合は、早期健全化基準を下回る財政再生計画を策定し、議会の議決を経て住民に公表および総務大臣に報告(都知事経由)しなければなりません。

経営健全化基準

資金不足比率(表2参照)が経営健全化基準以上の場合は、経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て住民に公表および都知事に報告しなければなりません。

19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、財政指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率)の作成および公表が義務付けられました。19年度の決算に基づき、各比率を算定したので公表します。詳細は、市ホームページをご覧ください。

詳しくは財政課☎470・7706へ。